

公募型プロポーザルの実施について

令和4年3月18日

大阪市都市交通局長 井上 亮

次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1. プロポーザルに付する事項	
(1) 案件名称	令和4年度地域交通検討調査業務委託
(2) 履行期間	契約日～令和5年3月15日
(3) 業務内容	1 2025年から向こう5年程度を見据えた本市南東部エリアにおける持続可能な地域交通ネットワークのあり方の検討 (1) 端末交通の配置案の評価 (2) 基幹交通の配置案の評価 (3) 端末交通と基幹交通を組み合わせた評価 2 関係者からの意見聴取等 3 報告書のとりまとめ

2. 日程及び場所	
(1) 公告日	令和4年3月18日
(2) 配布書類配布期間	令和4年3月18日～4月7日(本庁開庁日 9時～17時30分(12時15分～13時を除く))
(3) 配布書類交付場所等	○大阪市都市交通局 総務担当 ○大阪市ホームページ 掲載ページ(予定):「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>「業務委託入札等情報(測量・建設コンサルタント等含む)」>「プロポーザル方式等発注案件」>「都市交通局 プロポーザル方式等発注案件」
(4) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間	令和4年4月1日～4月7日(本庁開庁日 9時～17時30分(12時15分～13時を除く))
(5) 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所	大阪市都市交通局 総務担当
(6) 提案書の提出者決定・非決定通知日(予定)	令和4年4月8日
(7) 提案書の提出期限	令和4年4月27日17時30分
(8) 提案書の提出場所	大阪市都市交通局 総務担当
(9) プレゼンテーション日時通知	令和4年4月28日
(10) プレゼンテーション審査(予定)	令和4年5月13日
(11) 審査結果の決定・非決定通知日(予定)	令和4年5月中旬

3. 参加資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申請書等の交付期限から審査結果通知書までの間のいずれかの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱（平成7年4月1日制定）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日制定）に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）にて種目「13：その他代行（大分類） 17：各種施策研究・調査（中分類） 01：各種施策研究・調査（小分類）」又は令和2・3・4年度大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）にて種目「500：建設コンサルタント（業務種別） 511：都市計画及び地方計画（登録部門等）」での入札参加資格を有している者であること。（共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。）
- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届及び業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体又は単体で参加することはできない。

4. 配布書類

- (ア) 業務委託契約書
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請書
- (ウ) 誓約書
- (エ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (オ) 業務委託特別共同企業体協定書（例）
- (カ) 提案書作成要項
- (キ) （様式1～様式3）
- (ク) 審査方法及び審査基準
- (ケ) 質問書

5. 担 当

都市交通局 総務担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所本庁舎地下1階
TEL 06-6208-8893 FAX 06-6208-0008

6. その他

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) FAX による提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの参加申請となった場合であっても受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
 - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
 - <時 間> 9時から17時30分まで（12時15分～13時を除く）
- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1 者のみの提案となった場合であっても受注者選定手続きを行うものとする。
- (6) 提案書等の審査の結果、選定されなかった者には、選定されなかった旨を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
 - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
 - <時 間> 9時から17時30分まで（12時15分～13時を除く）
- (7) (4) 及び (6) の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。
 - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
 - <時 間> 9時から17時30分まで（12時15分～13時を除く）
- (8) 日程を変更する場合はその都度連絡する。
- (9) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受注者の選定以外の目的には使用しない。（ただし、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づく公開を除く。）
- (10) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、大阪市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（平成23年9月1日施行）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。